

1. 計画策定の主旨

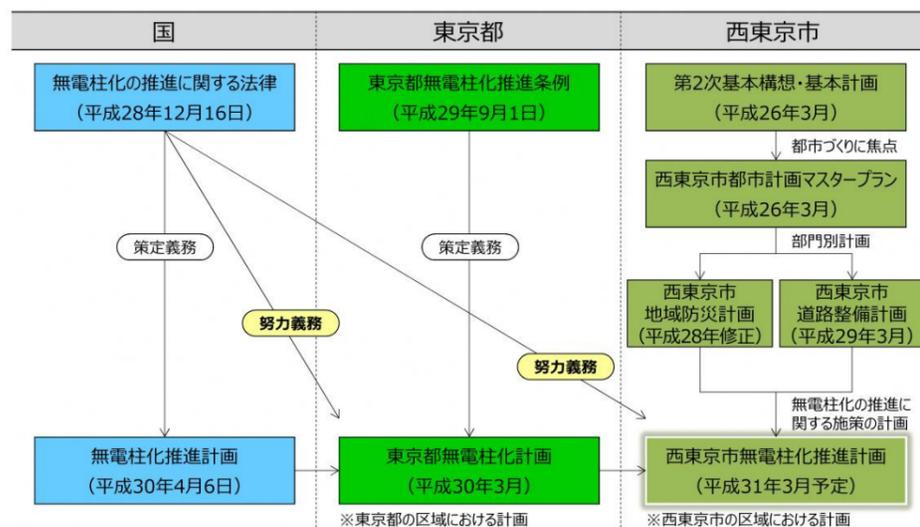
1) 計画の目的

西東京市無電柱化推進計画は、無電柱化法や東京都無電柱化計画をふまえ、『西東京市地域防災計画』や『西東京市道路整備計画』の趣旨に基づいて、多額の費用と時間を要する市内の無電柱化の総合的・計画的な推進に向けて、優先的に無電柱化を検討する路線や無電柱化の推進に向けた施策等を明記し、『都市防災機能の強化』・『安全で快適な歩行空間の確保』・『良好な都市景観の創出』に資することを目的とします。

2) 計画の位置づけ

西東京市無電柱化推進計画は、無電柱化法で策定が努力義務とされている市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（市町村無電柱化推進計画）に相当するものです。

また、『西東京市都市計画マスタープラン』をふまえたまちづくりに関する部門別計画であり、今後の道路整備の基本的な方針を示す『西東京市道路整備計画』の下位計画として位置付けられます。



3) 計画の期間

西東京市無電柱化推進計画の期間は、『西東京市都市計画マスタープラン』や東京全体の都市計画道路の整備方針である『東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）』の期間をふまえ、平成31年度（2019年度）から平成37年度（2025年度）までの7年間とします。

主体	計画の名称	平成20年 (2008年)	平成30年 (2018年)	平成40年 (2028年)
東京都	東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画)		平成28年	平成37年
西東京市	西東京市都市計画マスタープラン	平成16年		平成37年
	西東京市無電柱化推進計画		平成31年	平成37年

2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 西東京市における無電柱化の現状

西東京市においては、関係者の協力のもと、電線共同溝の整備や要請者負担方式による地中化を進めており、平成29年時点で約15.6km（都道整備延長：約9.1km、市道整備延長：約6.5km）の無電柱化を実施し、無電柱化率は約6%（都道：約27%、市道：約3%）となっています。東京23区の無電柱化率が8%であり、西東京市においては無電柱化のさらなる推進が必要な状況にあります。

一方、『西東京市道路整備計画』では、防災機能を期待する骨格防災軸として約9.3km、大規模地震発生後の路上障害物除去を行う緊急輸送道路・緊急啓開道路として約45.9kmの区間が指定されています。

しかしながら、骨格防災軸における無電柱化率は約48%（約4.4km）、緊急輸送道路・緊急啓開道路における無電柱化率は約16%（約7.2km）にとどまっております。災害発生時の電柱倒壊によって避難・救助・物資供給に支障が生じてしまう可能性があると言えます。

2) 優先的に無電柱化を検討する道路

西東京市では、上位計画である『西東京市都市計画マスタープラン』や『西東京市道路整備計画』をふまえるとともに、国や東京都との連携による面的な広がりをもった無電柱化を推進する観点から、隣接する市区と接続し本市の骨格を形成する『幹線道路』や、多くの市民が通勤・通学・買物等で日常的に利用する『主要生活道路（主要幹線道路を含む）』から優先的に無電柱化を検討します。

また、都道についても、計画に位置づけることにより東京都と連携を図ります。

3) 優先的に無電柱化を検討する路線

a) 主要生活道路（主要幹線道路を含む）

以下の評価指標に基づいて優先度を評価し、評価点の高い路線を選定します。

b) 幹線道路

事業化に向けた取組みが進んでいるなど、優先順位の高い路線を改めて位置づけます。また、整備済みの路線については、主要生活道路に準じた評価を行い、路線を選定します。なお、第四次事業化計画に基づく道路など、今後新たに整備される道路（新設道路や現在の道路の拡幅など）については、無電柱化を行うことを基本とします。

c) 都道

主要生活道路に準じた評価を行い、路線を選定します。

評価指標

- ✓ 第四次事業化計画優先整備路線
- ✓ 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業路線
- ✓ 緊急輸送道路・緊急啓開道路の指定・指定路線との接続
- ✓ 避難場所と緊急輸送道路・緊急啓開道路との接続
- ✓ 災害時に重要となる施設（市役所・消防署・病院等）の立地
- ✓ 無電柱化実施済み路線との接続
- ✓ 木造住宅密集地域の指定（出典：東京都防災都市づくり推進計画）
- ✓ 沿道における公共施設の立地（学校・図書館等）
- ✓ 通学路の指定（学校周辺の道路）
- ✓ 主要な鉄道駅との接続

3. 無電柱化の推進に関する目標

西東京市では、無電柱化により『都市防災機能の強化』を図ることが期待できる優先検討路線として、以下の12路線（道路延長21.8km）を設定し、平成31年度（2019年度）から平成37年度（2025年度）までの7年間で無電柱化の検討の着手をめざします。

これにより、骨格防災軸や緊急輸送道路・緊急啓開道路に該当する路線や広域避難所に接続する路線の防災性を向上させるとともに、災害拠点となる市役所田無庁舎と保谷庁舎・防災センター間の災害発生時の通行の確保をめざします。

なお、主要地方道4号・5号・8号・12号及び都道112号・233号・234号の無電柱化については、早期の無電柱化を東京都に要請していきます。また、ここに示す路線に加えて、第四次事業化計画・第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業などに位置づけられる道路については、道路の整備に伴って無電柱化を行う事を基本とします。

道路区分	道路名称	延長 [km]	主な選定理由	施工者
幹線道路	都道112	1.6km	緊急啓開道路・ひなん広場との接続	東京都
	主・地4	2.4km	緊急輸送道路・骨格防災軸	東京都
	主・地5	1.7km	緊急輸送道路・ひなん広場との接続	東京都
主要生活道路	市道123	1.6km	緊急輸送道路・病院との接続	西東京市
	市道220	1.5km	緊急啓開道路・災害拠点間の接続	西東京市
	市道114	0.9km	緊急啓開道路・ひなん広場との接続	西東京市
都道	都道112	0.6km	緊急啓開道路・ひなん広場との接続	東京都
	都道234	2.0km	緊急啓開道路・広域避難場所との接続	東京都
	主・地8	2.1km	緊急輸送道路・福祉避難施設との接続	東京都
	都道233	3.5km	緊急輸送道路・広域避難場所との接続	東京都
	主・地5	2.7km	緊急輸送道路・災害拠点間の接続	東京都
	主・地12	1.2km	緊急啓開道路・災害拠点間の接続	東京都
合計		21.8km		

4. 無電柱化の推進に関し総合的・計画的に講ずる施策

無電柱化の推進にあたっては、以下のような施策を講じることで、財源の確保やコストの縮減を図るとともに、関係者との連携・同意のもとで進めていきます。

施策	施策の具体的な内容
1) 補助金制度の活用	国や東京都の補助金制度を活用し、必要となる財源を確保します。
2) 多様な整備手法の活用	最新の技術的知見をふまえ、コスト縮減や工期短縮に取り組みます。
3) 関係者間の連携強化	関係企業や施設管理者等と調整を行い、連携して進めていきます。

5. 施策を総合的・計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

道路の無電柱化を着実に検討するため、検討の進捗状況を適切に管理するとともに、検討状況・上位計画や関連する計画の状況・関係法令の改正・低コスト化や工期短縮が期待できる新しい技術や工法などをふまえ、計画期間の中間において見直しの必要性を検討します。

